

# 使用済小型家電の回収・リサイクルを始めます！



矢掛町では、平成25年3月より不要になった小型の家電製品の回収を始めます。

小型家電には、レアメタル等の貴重な資源が含まれていますが、「燃えないゴミ」として処分すると、「鉄」と「アルミ」しか資源化できません。

そこで、ごみの減量化と資源化のためにご家庭で不要になった小型家電を回収・リサイクル事業を始めます。みなさまのご協力をお願いします。

## 回収対象の小型家電

- ①通信機器類(携帯電話・PHS端末/電話機/タブレット型情報端末/無線機等)
- ②パソコン周辺機器類(パソコン・モニター/キーボード/ICレコーダ/モデム類/フォトプリンター(小型)/電子辞書等)
- ③音楽・映像関連機器類(オーディオプレーヤー類/レコーダー類/カメラ類/ヘッドホン等)
- ④電動おもちゃ・ゲーム機類(ゲーム機(据付型・携帯型・小型)/ゲームコントローラー/ラジコン等)
- ⑤車載電子機器類(ETC車載ユニット/カーナビ/カーオーディオ類/カーテレビ等)
- ⑥医療衛生用及び理容・美容用電気機器類(電子体温計等の家庭用医療機器/ハンドクリーナー/電動歯ブラシ/ドライヤー/電気かみそり等)
- ⑦付属機器類(プラグ・ジャック/リモコン/ACアダプター/ケーブル類等)
- ⑧その他(電卓/時計(電子時計及び電気時計)/電気アイロン/小型マッサージ機/電動工具/電動式鉛筆削り機等)



(注意) 家電リサイクル法の対象となる「テレビ」「冷蔵庫」「洗濯機」「衣類乾燥器」「エアコン」は出すことができません。適正な処理をお願いします。

## 回収場所

- ・矢掛町役場庁舎東自転車置場
- ・矢掛公民館
- ・美川公民館
- ・三谷公民館西駐輪場
- ・山田公民館
- ・川面公民館西駐輪場
- ・中川公民館南駐輪場
- ・小田公民館西駐輪場

※各施設の開館日・開館時間内での投入をお願いします。



## 回収方法

- ・各回収場所設置の回収ボックスに投入してください。
- ・回収の際には各回収ボックスに設置した小型廃家電回収申込書に記入をお願いします。
- ・対象品目以外は回収いたしません。
- ・回収ボックスの投入口(縦15cm×横35cm)に入らないものは対象品目でも回収できません。

## 注意事項

- ・一度回収した小型家電は返却することはできませんのでご注意ください。
- ・個人情報事前に消去してください。
- ・異物・ごみなどの小型家電以外のものは、回収ボックスに入れないでください。
- ・CD・DVDなどのディスク類は対象になりません。
- ・家電リサイクル法対象品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)は、対象品目外ですので、定められた方法による処理をお願いします。

## 小型廃家電回収についてのお問い合わせ

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018

矢掛町役場 町民課 住民環境係

TEL(0866)82-1011 FAX(0866)82-9061

有線0551